

2026年1月29日

豊島区バドミントン協会

会長
総務部長

近藤 敏彦
大橋 智美

2026年度豊島区バドミントン協会会員登録について

豊島区バドミントン協会規約第6条に基づき、2026年度豊島区バドミントン協会会員登録を下記のとおり受付致します。

【重要】下記10.注意事項と、別紙の「2026年度団体登録代表者へ」をよくお読みいただき、ご了承の上、ご登録下さい。

1. 登録基準 次のいずれかに該当する人は、登録する事ができます。

- ① 豊島区に在住している者
 - ② 豊島区に在勤、在学している者
 - ③ ①、②以外で、当協会以外から上部団体等に登録をしていない者（但し、18才未満の学生は除く）
 - ④ 40才以上で①、②、③以外の者（但し、個人戦のみ参加できます。）
- ※①②は中学生以上とする
※登録は、個人または、6名以上で構成する団体で登録することができます。

2. 登録方法 登録用紙に必要事項を記入の上、メールにて送信してください。

※2026年度の登録用紙は2/1から豊島区バドミントン協会ホームページにて公開予定

3. 登録料 豊島区バドミントン協会 1000円

（年会費） 東京都バドミントン協会 800円

（公財）日本バドミントン協会 1000円 ※2027年度より値上げ予定

4. 振込先 ゆうちょ銀行 【店名】〇〇八 【店番】008 【貯金項目】普通貯金

【口座番号】9461208 【加入者名】豊島区バドミントン協会

【記号番号】10040-9461208 1

* 振込名は団体の場合は団体名でお振込みください。

* 振込み料金（手数料）は各団体又は個人でご負担ください。

5. 申込先 メールアドレス:touroku@toshima-badminton.jp

※メール添付用のファイルは豊島区バドミントン協会のホームページより
コピーしてご利用ください。

2/1以降豊島区バドミントン協会ホームページにて公開予定です。

6. 申込期限 2026年2月28日(土)

① 豊島区で行われる5月31日までの試合に参加されたい方は2月28日までに登録が必要です。
2026年4月には、クラブ対抗団体戦（女子）、春季区民大会を予定しております。

② 東京都及び日本バドミントン協会主催の試合に参加されたい方は
東京都又は東京都+日本の登録料を添えて2月28日までにご登録下さい。

7. 協会理事 協会理事は登録団体より、1名以上選出する（豊島区バドミントン協会規約第7条）

団体登録申込書に必ずご記入ください。

※ 協会理事は2026年度・2027年度の2年任期でお願い致します。

※ 協会にご協力いただける方。4月の総会にご出席いただける方をご推薦ください。

8. 追加登録

追加登録は4月から1月までの月末締めといたします。

登録月の翌々月からの試合に参加できます。

4月末までの追加登録 → 6/1以降の試合に参加できます
5月末までの追加登録 → 7/1以降の試合に参加できます
6月末までの追加登録 → 8/1以降の試合に参加できます
7月末までの追加登録 → 9/1以降の試合に参加できます
8月末までの追加登録 → 10/1以降の試合に参加できます
9月末までの追加登録 → 11/1以降の試合に参加できます
10月末までの追加登録 → 12/1以降の試合に参加できます
11月末までの追加登録 → 1/1以降の試合に参加できます
12月末までの追加登録 → 2/1以降の試合に参加できます
1月末までの追加登録 → 3/1以降の試合に参加できます

9. 追加登録方法

登録用紙に必要事項を記入の上、メールにて送信してください。

振込先 ゆうちょ銀行 【店名】〇〇八 【店番】008 【貯金項目】普通貯金
【口座番号】9461208 【加入者名】豊島区バドミントン協会
【記号番号】10040-9461208 1

* 振込名は団体の場合は団体名でお振込みください。

* 振込み料金(手数料)は各団体又は個人でご負担ください。

申込先 メールアドレス:touroku@toshima-badminton.jp

※メール添付用のファイルは豊島区バドミントン協会のホームページより
コピーしてご利用ください。

10. 注意事項

① 記入漏れ等の不備がある場合は受付出来ませんのでご注意下さい。

② 団体登録は、登録基準①、②、③を満たした6名以上で構成する団体で、
主として豊島区内で活動している団体とします。

6名未満では団体登録は出来ません。個人でご登録下さい。

また、中学生のみの団体では、団体登録は出来ません。

③ 登録は1人1団体のみです。

登録年度内の団体の移籍は認めません。

団体に加入していない個人登録者は、

年度途中でも、希望の団体に移籍する事が出来ます。

④ (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者の方は、
級を必ず記入して下さい。

⑤ 指導員資格をお持ちの方は、等級を記載して下さい。

⑥ 東京都バドミントン協会主催の東京都支部対抗戦、東京都ダブルス大会、
シングルス大会等に参加を予定している方は、豊島区と東京都の両方に
登録が必要です。※試合申し込みの際に登録番号が必要です。

⑦ ア、(公財)日本バドミントン協会主催の関東シニア大会、全日本社会人大会東京都予選、
全日本シニア大会東京都予選等に参加を予定している人、及び(公財)日本バドミントン
協会公認審判員の資格保有者の方は豊島区・東京都・(公財)日本すべてに
登録が必要です。上記大会に参加する方は審判資格者が必要です。

イ、東京都主催大会に参加予定者は豊島区と東京都までの登録が必要です。

※東京都及び(公財)日本に登録を希望される方は、2月28日までにご登録をいただき
ますようお願いいたします。試合申し込みの際に登録番号が必要です。

ウ、追加登録にて東京都および(公財)日本登録を希望される場合は

大会開催日の2ヶ月前までに登録(登録申請に時間を要するため)してください。

登録費の他に手数料(振り込み手数料等)をご負担いただく場合もあります。

※大会申し込みの際、登録番号申請中は申し込み出来ません。

- ⑧ 不正登録が発覚した場合には、原則的に個人の登録を抹消すると共に登録団体に対しペナルティを科します。尚、登録料はお返しいたしません。
- ⑨ 協会登録者と協会未登録者とでは、大会参加費に差が生じる場合や協会未登録者が参加できない大会があります。

11. 個人情報の取り扱いについて

豊島区バドミントン協会会員登録に関する個人情報については大会の運営にのみ使用いたします。

2026年度団体登録代表者へ

豊島区バドミントン協会
会長 近藤 敏彦

1、チーム内登録者で特に下記の方への注意喚起

登録基準③（豊島区内に在住・在勤・在学のない方で他支部から上部団体へ登録していない者）

- ① 登録当初登録基準③に該当して登録をされても年度途中で他支部から上部団体へ登録をされると豊島区の登録資格は失われます。（年間登録費の返却はしません）
- ② 大会開催中に違反が発覚した場合、失格となります。（参加費の返却はしません）
- ③ 登録資格失効のため大会への参加はオープンの試合のみとなります。

2、登録時の協会理事選出について

- ① 登録時は基本2年間所属した部長の指示のもと理事の仕事をしていただきます。（競技部担当となられた役員は指名された大会の運営をお願いいたします。）
当日都合が悪く参加できない場合、チーム内での代役を手配していただきます。）

3、チーム内で上部大会への参加を予定及び審判員資格保有者の方

2026年度豊島区バドミントン協会会員登録についての書面内(10、注意事項⑦)を参照

- ① 年度当初に上部団体への登録が必要です。（東京都協会又は日本協会）
- ② 年度途中で上部大会出場希望者は、大会開催日の2ヶ月前までに上部団体への登録申請をお願いします。（手続きに時間を要するため）

※上記内容に沿えない場合、登録についての書面内(10、注意事項⑧)を参照

個人の登録抹消や団体へのペナルティ及び上部団体の試合に出場できない場合がありますのでクラブ登録員には周知をお願いいたします。

4、大会参加費の値上げについて

近年シャトルの高騰により大会参加費の値上げを致します。

- ① 個人戦 登録者 1,500円から 2,000円 未登録者 2,000円から 2,500円
区民大会 1,500円から 2,000円
- ② 団体戦 8,000円から 9,000円
- ③ 地域対抗戦 変更なし
- ④ レディース 個人戦 500円から 1,000円 団体戦 変更なし
秋大会 変更なし
- ⑤ ジュニア関係 小学生 300円から 500円
中学生シングル 600円から 1,000円 ダブルス 800円から 1,000円

上記変更内容及び周知事項を確認の上登録をお願いいたします。